

一般社団法人松江テクノフォーラム 会員に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人松江テクノフォーラム（以下「当法人」という。）定款第2章の規定に基づき、当法人の会員に関する必要な事項を定めるものとする。

第2章 入会等

(正会員)

第2条 定款第5条で定める正会員とは、定款第3条で定める目的に賛同した、島根県内に事業所を置く団体又は島根県に居住または就業する個人とする。

2 正会員は事業の運営・実行に参加することができる。

(賛助会員)

第3条 定款第5条で定める賛助会員とは、定款第3条で定める事業を賛助する団体又は個人とする。

2 賛助会員は事業の運営・実行を支援するものとし、正会員を対象とした事業には参加できない。

(入会手続き)

第4条 定款第6条の定めにより、当法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする団体又は個人は、別途定める入会申込書により申し込むものとする。

2 前項の入会申込書に対しては、代表理事の承認をもって入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

第3章 入会金及び会費

(正会員の入会金及び会費)

第5条 定款第7条の定めにより、正会員は、入会金として入会年度の年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 団体 1口2万円、1口以上
- (2) 個人 1口3千円、1口以上

(賛助会員の会費)

第6条 定款第7条第2項の定めにより、賛助会員は、毎年賛助会費を納入しなければならない。

2 賛助会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 団体 1口2万円
- (2) 個人 1口3千円

(会費の納入方法)

第7条 会員は、当法人が送付する請求書に基づき、その事業年度分の会費を下記各号のいずれかの方法により期限内に納付しなければならない。

- (1) 金融機関からの振込み
- (2) 事務局へ直接持参

(中途入会の会費)

第8条 事業年度の中途に入会した場合でも、年会費は全額とする。

第4章 退会等

(資格喪失の通知)

第9条 定款第9条の定めにより会員資格を喪失するときは、当該会員へ資格の喪失を通知する。

ただし、退会の場合は通知しない。

(退会手続き)

第10条 定款第10条の定めにより、当法人を退会しようとする団体又は個人は、別途定める退会申込書により届け出るものとする。

第5章 再入会

(再入会)

第11条 会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて入会の手続きを求ることとする。

2 資格喪失の際に未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、再入会は認めない。

第6章 会員の情報

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第12条 定款第13条の定めにより、会員の種別毎に、会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、当該会員の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

第7章 雜則

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

(平成28年7月15日社員総会決議)

附 則

この改正は、令和5年5月1日から施行する。

(令和5年7月6日社員総会決議)